

民事家事当番弁護士

無料

神奈川県弁護士会総合法律相談センターでは、既に裁判所が受理した訴訟・調停事件で、まだ弁護士がついていない場合に、民事・家事事件であれば原則としてその内容を問わず、初回のみ30分間無料で、神奈川県弁護士会の弁護士が法律相談（面談相談）を行う制度を設けています。

☆どれかにあてはまりませんか？

- 裁判所に自分で申し立てをした。
- 裁判所から訴状や申立書等がきた。
- 弁護士が付かずに、裁判・調停をやっている。



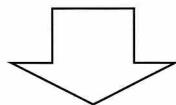
☆ひとつでも当てはまつたら、まず、弁護士の無料相談をご利用ください。

本人が相談可能な場合に限り、代理の方でも申込可能です。

相談担当弁護士の事務所で面談相談をおこないます。

☆相談の際にご用意いただくもの

予約の際に、訴状の内容を大まかに伺いますので、訴状をご用意ください。
また、相談の際には、訴状や申立書等をご持参ください。



お問い合わせ、お申込は、

神奈川県弁護士会総合法律相談センターへ
(民事家事当番弁護士)

電話045-211-7700



受付時間：平日午前9時30分～午後5時

受付の際、「民事家事当番弁護士」と
お伝えください。



神奈川県弁護士会総合法律相談センターのマスコットキャラクターです。

※まだ裁判所に申し立てをしていない場合や訴状等がきていない場合は、有料相談のご案内となりますので、ご了承ください。

※適任者がいない場合にはご紹介できない場合があります。